



発鳥情審査第2号の1
平成23年10月27日

宮部 龍彦 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 本 啓 介



不開示等理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

異議申立て（対受総人第68号）に係る事案に関し、別添のとおり、当審査会に実施機関から提出された不開示等理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、不開示等理由説明書に対する意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において下記のとおり提出期限を定めましたので通知します。

記

意見書等の提出期限等

①提出期限

平成23年11月14日

②提出方法

作成した書面を郵送で鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

なお、提出のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情がない限り、実施機関に対してその写しを送付することとしますので、ご了承願います。

連絡先

〒680-8571 鳥取市尚徳町 116 番地

鳥取市役所総務部総務課内

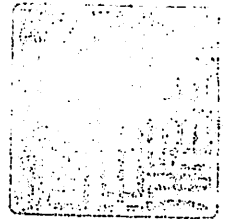
鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局

電話番号 0857-20-3105

受総人第139号
平成23年10月18日

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松本 啓介 様

鳥取市長 竹内 功



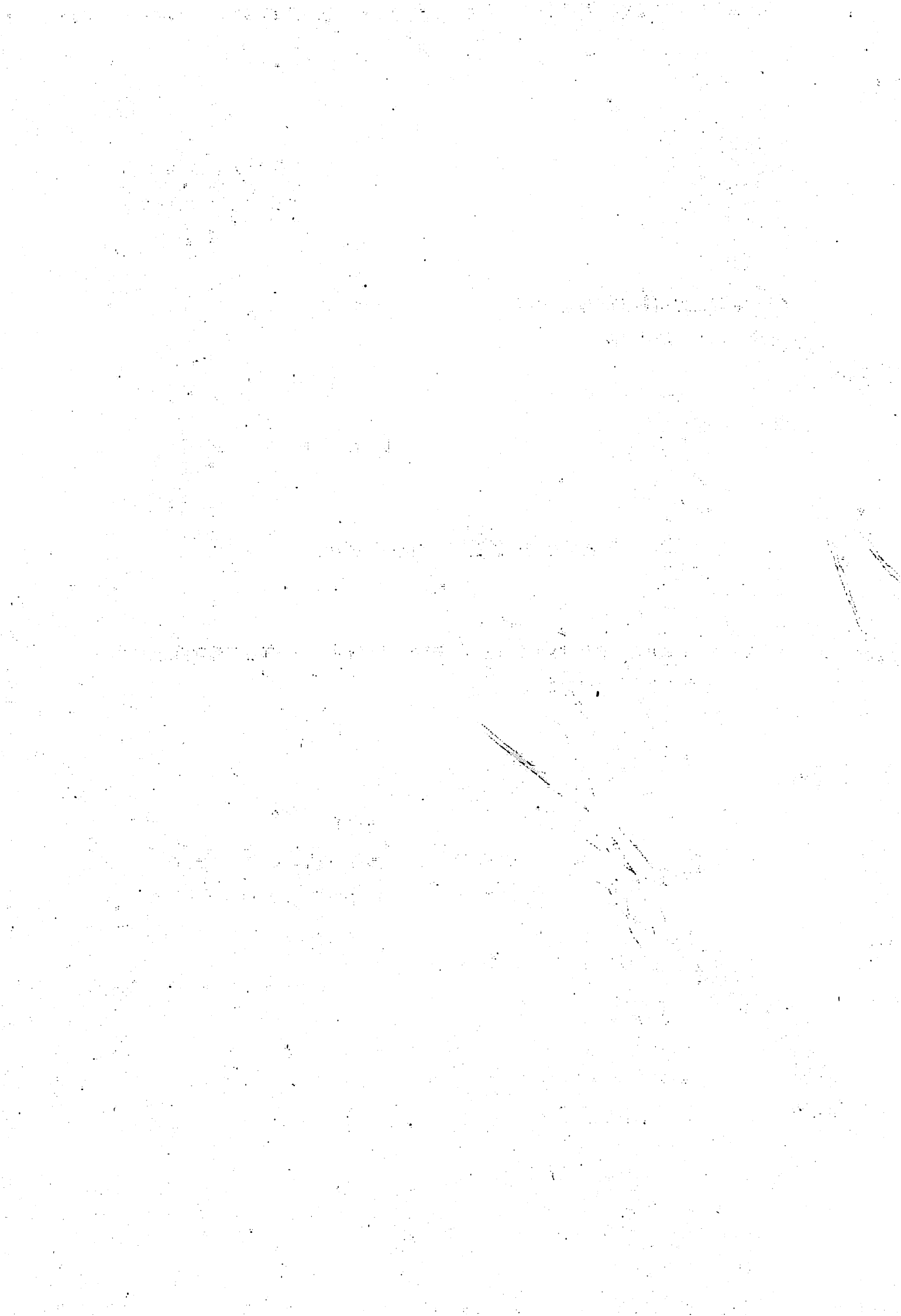
不開示等理由説明書について（提出）

平成23年10月17日付け発鳥情審査第1号で提出要求のあった不開示等理由説明書
について、別紙のとおり提出します。

【担当課】

総務部人権政策監人権推進課

電話番号 20-3141



不開示等理由説明書

本件申立て文書は、鳥取市情報公開条例(以下「条例」という。)第8条の規定にもとづき、当該開示請求のうち対象地域が特定できる部分を除き開示したものであり、その理由は以下のとおりである。

(部分開示とした行政文書の内容)

平成23年度一般単独（合併特例）事業起債計画書

(本市における同和問題の現状)

本市は、昭和44年に施行された「同和対策事業特別措置法」をはじめ「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の特別措置法に基づき、同和地区指定を行い住環境整備等の事業を実施してきました。

また、平成6年10月1日から施行された「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」などにもとづき、また前条例を改正し平成23年4月1日から施行された「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」にもとづき、今日まで同和問題の解決に向けて、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上のための各種施策を積極的に取り組んでいるところです。あわせて、市民の差別意識の解消を図るため、さまざまな啓発活動を実施しています。

しかしながら、本市において、行政書士による戸籍不正取得事件をはじめ、特に昨年度から同和問題に関する差別落書き、同和地区に関する土地の問い合わせ事件が連続して発生している状況にあり、差別意識の解消が十分に進んでいないと思われま

(不開示の理由)

前述のような状況において、特別措置法に基づく本市の同和地区と推測される対象地域を公表することは、差別を助長する恐れがあり、公にすることはできないものと考えます。

本件の開示請求は「同和地区環境整備事業」に特定されており、部分開示決定とした行政文書は文書中の対象地域が同和地区であると推測されることとなり、その結果として、その地域の住民や出身者が差別を受けるおそれがあり、また、個人の権利利益を害する恐れがあります。したがって、本件請求に対しては、対象地域が特定できる部分を除き開示したものです。

また、市の他の文書で確認できる工事は、単に事業名を公にしているものであり、同和地区名を公にしているものではありません。このため、条例第7条第2号アには該当しないものと考えます。

発鳥情審査第2号の2
平成23年10月27日

宮部 龍彦 様

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松本 啓介



口頭意見陳述等の申立てについて（照会）

あなたは、異議申立て（対受総人第68号）に係る事案に関し、当審査会に対して、口頭で意見又は説明を述べる機会を与えるよう申し出ることができます。

また、意見又は説明を述べるにあたって、補佐人の付き添いを申し出ることができ、審査会はその申し出に相当の理由があるときは、補佐人の付添いを認めることができます。

口頭意見陳述等を希望する場合は下記に従い、その旨の申立てを行ってください。

記

○口頭意見陳述の申立ての方法

別紙「口頭による意見陳述の機会の付与申立書」及び「補佐人出頭許可申請書」に必要事項を記入し、平成23年11月14日までに、郵送で鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

連絡先

〒680-8571 鳥取市尚徳町116番地
鳥取市役所総務部総務課内
鳥取市情報公開・個人情報保護審査会事務局
電話番号 0857-20-3105

(別紙)

平成 年 月 日

口頭による意見陳述の機会の付与申立書

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

住 所
氏 名
連絡先

口頭で意見を述べたいので次のとおり申立てします。

異議申立てのあった日	平成 年 月 日
異議申立てに係る 行政文書名称等	
口頭で意見を述べたい 理由	

(別紙)

平成 年 月 日

補佐人出頭許可申立書

鳥取市情報公開・個人情報保護審査会会長 様

住 所
氏 名
連絡先

補佐人とともに出頭したいので、次のとおり許可を求めます。

補佐人の氏名及び住所 並びに許可を求める者 との関係	
補佐人とともに出頭し たい理由	